

令和 8 年度
第 2 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 8 年 5 月 2 8 日（木）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第2回総会 議事録

令和8年5月28日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

日程第3

第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について

日程第4 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：15名）

1番 酒井 敏夫

2番 （欠席）

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 坂井 利弘

6番 林 泰江

7番 近藤 篤誼

8番 佐野 正実

9番 （欠席）

10番 （欠席）

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 佐々 均

15番 （欠席）

16番 星野 幸代

17番 成瀬 宏満

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：15名)

1 番 木村 光男
3 番 伊藤 則夫
5 番 重松 健三
7 番 木全 博
9 番 安田 正雄
11 番 (欠席)
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

2 番 伊藤 末雄
4 番 後藤 一敏
6 番 柴山 守男
8 番 浅井 孝義
10 番 (欠席)
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：4名)

2 番 岩田 良彦
10 番 酒井 正明

9 番 岩田 健司
15 番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：2名)

10 番 立山 克生

11 番 青山 豊

<事務局>

事務局長 古田 雅巳
課長補佐 坂野 誠

専任課長 角田 篤彦
加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和8年度第2回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第2回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中15名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。13番 青山真由美委員さん、14番 佐々 均委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

お手元にお配りしました資料、右上に「別紙様式5」と書いてあるA4サイズ縦の冊子をご覧ください。第1号議案「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況等の公表（案）」について、ご説明申し上げます。

「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては、令和7年4月1日現在の状況で記載しています。2ページをお願いします。「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「1最適化活動の成果目標(1)農地の集積」につきましては、①現状及び課題にありますとおり、管内の農地面積2,690ha、これまでの集積面積95.7ha、集積率は3.6%です。②目標では令和7年度の新規集積面積40haに対し、③令和7年度末の集積面積の実績は2.1haでした。

次に「(2)遊休農地の発生防止・解消」につきましては、直近の利用状況調

査により判明した遊休農地は、①現状及び課題にありますとおり、15.9ha でした。うち、緑区分の遊休農地は同じく 15.9ha です。黄区分の遊休農地はありません。なお、この緑区分とは、草刈等により耕作可能となる遊休農地のことで、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地のことです。

3 ページ目、③実績の令和 7 年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は 0.9ha でした。

次に「(3) 新規参入の促進」につきましては、ページをめくりまして、③実績としては、経営体を確保することができませんでした。

次に「2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1 人当たりの活動日数として月 7 日と設定しています。

次に「(2) 活動強化月間の設定」につきましては、年 3 回 (6 月、1 月、2 月) 農地パトロール活動の強化、農地所有者等の意向把握活動の強化となっております。

5 ページの「(3) 新規参入相談会への参加」につきましては、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾の担い手育成コース説明会へ出席し、新規就農者に対し相談活動を行いました。この説明会は、令和 7 年 5 月に開催され、熊澤会長さんにご参加いただきました。

次に「推進委員等の点検・評価結果」については、国の審査基準に合わせた結果でございます。ページをめくりまして、「Ⅲ事務の実施状況」の「1 総会、部会の開催実績」については、令和 7 年度は総会が年 12 回の開催がありました。

「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」では、1 年間の処理件数は、110 件でした。「3 農地転用に関する事務」では、1 年間の処理件数は、316 件でした。「4 違反転用への対応」につきましては、令和 8 年 3 月現在で、0.3ha で、国に報告している数値となります。主に浅井町、西成地区に相当以前からある産廃の山になっている案件です。解決に向けた動きは特になく、現地確認、現状把握をするにとどまっております。違反転用解消のために実施した活動内容につきましては、農業委員・推進委員による日常的な農地パトロール等を実施し、早期発見に努めました。

令和 7 年度の実施状況の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。

よって、第1号議案「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」をご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成する地域計画の目標地図について変更素案の決定をお願いするものです。

一宮市の地域計画は、「旧一宮市地域」「旧尾西市地域」「旧木曽川町地域」の3地域で策定されています。目標地図の変更につきましては、年4回（5月・8月・11月・2月）目標地図の追加又は削除等を行い、最新の状況に変更するものです。1枚お捲りください。目標地図から削除する筆一覧です。3筆、2,532㎡となります。裏面をご覧ください。目標地図の耕作者を変更する筆一覧です。1筆、950㎡となります。なお、目標地図に新たに追加する筆はありません。以降は、この「目標地図から削除する筆」及び「目標地図の耕作者を変更する筆」を反映した、「地域計画目標地図変更素案（案）」となります。

変更後の目標地図素案では、位置づけをした筆数は1,124筆、面積は699,163㎡となります。

本日、この変更素案を決定していただきましたら、一宮市長に提出します。市では、この変更素案をもとに地域計画を変更し、再度、農業委員会の意見を聴取することとなりますが、その変更内容が農業委員会が策定した目標地図の変更素案と同一の場合には、会長専決にて回答させていただきます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。

よって、日程第3「第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第4「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。

まず、議案第1号11番につきましては、近藤 篤誼委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<近藤 篤誼 委員 退席>

事務局、議案第1号11番を説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、議案第1号11番についてご説明申し上げます。

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、2ページをご覧ください。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。11番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可1件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につ

きましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号11番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<近藤 篤誼 委員 自席に戻る>

引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の1ページをご覧ください。

引き続き、議案第1号についてご説明申し上げます。

申請内容は、先ほどご審議いただきました11番を除き、所有権移転11件、賃借権設定・使用貸借権設定1件です。

詳細は、2ページから4ページをご覧ください。

2ページの8番から9番につきましては、親族間で持分を移転されるものです。10番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。12番につきましては、経営拡大のため賃借権・使用貸借権を設定されるものです。3ページの13番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。14番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。15番から4ページの18番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。19番から20番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可12件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。

詳細は、6ページをご覧ください。2番につきましては、資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。まず、議案第3号27番および29番につきましては、奥 智子委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会 総会会議規則 第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<奥 智子 委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第3号27番および29番を説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、議案第3号27番および29番についてご説明申し上げます。

提出議案の8ページをご覧ください。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転1件、使用貸借権設定1件です。

27番につきましては、分家住宅、9ページの29番につきましては、店舗兼用住宅（美容院）として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号27番および29番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の7ページをご覧ください。

引き続き、議案第3号についてご説明申し上げます。

申請内容は、先ほどご審議いただきました27番および29番を除き、所有権移転9件、賃借権設定2件、使用貸借権設定5件です。

詳細は、8ページから11ページとなります。

8ページの23番から26番につきましては、分家住宅、9ページの28番につきましては、自己用住宅、30番につきましては、店舗（コンビニエンスストア）を建築するものです。

以上、6件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

つづきまして、31番から10ページの36番につきましては、駐車場、37番につきましては、駐車場兼資材置場、11ページの38番につきましては、資材置場、39番につきましては、車両置場、40番につきましては、太陽光発電設備として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

40番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可16件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 3 号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の 1 2 ページをご覧ください。

議案第 4 号について、ご説明申し上げます。

本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。

今月の申請は、2 件です。詳細は、1 3 ページをご覧ください。

1 番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

2 番につきましては、被相続人が特定貸付を行っておりました 7 筆につきましては、特定貸付を継続されます。それ以外の被相続人が自ら耕作していた農地については、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願 2 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、15ページをご覧ください。1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。16ページの1番から6番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の移動を行うものです。なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第5「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから8ページの所有権移転15件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、10ページから11ページの8件です。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第3号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時30分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 青山 真由美

署名者 佐々 均